

Ⅱ. 居宅介護支援

1. 居宅介護支援の現行の報酬体系

要支援	650 単位
要介護1又は要介護2	720 単位
要介護3, 要介護4又は要介護5	840 単位

特別地域居宅介護支援加算
(所定単位数×15%)

2. 居宅介護支援の報酬体系を考える視点

現行の報酬体系

【3類型の単位】

- ① 要支援 650 単位
- ② 要介護1又は2 720 単位
- ③ 要介護3, 4又は5単位 840 単位

【単位設定の基礎】

1. 人件費
在宅介護支援センターにおける指導員、看護婦の年間給与の平均

→ 年間約480万円

2. 管理費、旅費、通信連絡費、サービス担当者会議費等

→ 年間約190万円

年間所要額

1 + 2 = 年間約670万円

居宅介護支援に相当する業務の費用としてこの費用の65

%部分を、利用者1人月額に換算

(利用者50人/介護支援専門員1人)

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準】

第2条第2項

(常勤の介護支援専門員の)員数の標準は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1とする。

(通知)

- ・ 増員に係る介護支援専門員は非常勤でも可。
- ・ 居宅介護支援事業が、指定居宅サービス等の実態を知悉する者により併せて行われることが、より効果的であると考えられるため、他の業務との業務でも可。

現行の報酬体系に関する論点

介護報酬設定の前提となる担当利用者数をどう考えるか

- 前提となる業務形態をどう考えるか。
 - 専従：専門性
 - 兼務：サービス提供の実態を十分に理解した者による居宅介護支援が効果的かつ効率的
- 業務を適切に行える標準的な利用者数はどの程度か。

報酬単位の設定の仕方をどうするか

- 包括・一律の単位とするか。
 - ・ 利用者の属性に応じた業務量の差を評価するか。
 - ① 要介護度別
 - ② その他の利用者や家族の属性
- 業務内容や事務所の体制に応じ、出来高的な評価を導入した単位とするか。
 - ・ 加算等を設けるべきか
- 質の向上に資する評価はどうあるべきか。
- 地域区分に応じた単価を設定することについてどう考えるか。

データ(1) <担当利用者数関連>

【介護支援専門員の数及び担当利用者数】

全国の指定居宅介護支援事業所数	22,127
集計対象とした指定居宅介護事業所数	15,241
当該事業所の介護支援専門員数(常勤換算)	25,801
うち常勤(専従者+兼務者常勤換算)	24,206
うち非常勤(常勤換算)	1,595
1事業所当たり介護支援専門員数(常勤換算)	1.69
1事業所当たり利用者数	68.5
1介護支援専門員(常勤換算)当たり利用者数	40.5

(平成12年10月 介護サービス施設・事業所調査)

【利用者の要介護度の状況】(%) 平均要介護度 1.99

要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
15.6	33.4	20.3	12.4	9.7	8.6

(国民健康保険団体連合会 平成13年5月審査分)

【居宅介護支援業務の状況】

(平成13年7~8月(財)長寿社会開発センター「居宅介護支援事業及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」全国調査、調査対象2,000事業所、有効回答事業所数851(有効回答率42.6%))

① 併設施設・サービス(%) 複数回答)

特養 老健	介護 療養型	その他 医療機関	訪問通所 サービス	在介護 センター	その他 の施設	なし
21.5	12.1	10.5	15.4	87.8	40.3	9.2
						4.3

② 介護支援専門員の勤務形態(%)

常勤・専従	常勤・兼務	非常勤・専従	非常勤・兼務	無回答
35.5	50.4	5.5	7.7	1.0

③ 介護支援専門員の兼務率(加重平均) 66.0%
(介護支援専門員の勤務形態別人数に居宅介護支援事業所での勤務時間を乗じたものを勤務形態別人数に1か月間の総勤務時間を乗じたもので除して算出)

④ 介護支援専門員の主な保有資格(上位3位)

- ・ 看護婦・士 36.2%
- ・ 介護福祉士 28.7%
- ・ 訪問介護員 11.8% (1~3級の合計)

⑤ サービス担当者会議の開催(%) 複数回答)

定例 月1回以上	定例 月1回未満	随時	開催なし
21.2	6.1	52.4	23.4

⑥ サービス担当者会議で検討する事例(%) 複数回答)

全事例	新規・変更事例の全て	新規・変更事例の一部	要介護認定更新事例(全てもしくはその一部)	その他必要のある事例等
5.5	13.7	37.7	7.7	79.1

⑦ 調査月の1か月中にケアプランを変更した利用者の割合
平均11.3%

データ(2) <報酬単位の設定の仕方関連>

【担当利用者・業務内容・ケアプラン内容】

(平成13年7～8月(財)長寿社会開発センター「居宅介護支援事業及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」全国調査、調査対象事業所から要介護度別に抽出した3,570利用者)

⑧ ケアプランに組み入れられているサービス種類数別の利用者割合(%)

1種類	2種類	3種類	4種類	5種類以上	無回答
49.0	26.9	12.4	5.0	2.5	4.3

⑨ 介護支援専門員1人が担当している利用者数と業務内容・ケアプラン内容の関係

本調査では、介護支援専門員1人が担当している利用者数によって業務内容やケアプラン内容に差が生じているとも、生じていないとも決めがたい。

(参考)

統計学的関連があつたもの(いずれも弱い関連)

1) 担当利用者数が多くなると当該項目が減少

利用者宅への訪問回数

他事業所への訪問回数

利用者との電話回数

サービス担当者会議の開催有

2) 担当利用者数が多くなると当該項目が増加

利用者の来所回数

サービス担当者会議の開催無

統計学的関連がなかつたもの

ケアプランに組み込まれているサービス種類数

他事業所からの来所回数

他事業所との電話回数

ケアプラン変更の有無

【利用者の属性と介護支援専門員の労働投入時間】

(平成13年7～8月(財)長寿社会開発センター「居宅介護支援事業及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」タイムスタディ調査、22事業所の介護支援専門員102人、利用者4,838人)

① 介護支援専門員1人(常勤換算)1か月当たりの労働投入時間

勤務形態	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務
業務時間(時間)	200.4	197.4	102.4	—
ケアマネジメンテーション時間	143.7	96.3	70.3	—
比率(%)	71.7	48.8	68.7	—

* ケアマネジメント以外の時間は、訪問通所等のサービス提供、要介護認定調査等に従事。

② 利用者1人1か月当たりの労働投入時間

業務内容	訪問	来所	電話	サービス担当者会議	ケアプラン作成
業務時間(分)	44.5	6.1	17.7	1.0	28.7
比率(%)	27.5	3.8	10.9	0.6	17.7

事業所内での報告等*1	報酬請求等の業務*2	その他	合計
13.7	22.7	27.5	161.8
8.5	14.0	17.0	100.0

*1: 居宅介護支援事業所内での報告・連絡・検討、併設事業所のサービス担当者との相談・検討等

*2: 給付管理票作成、居宅介護支援費請求、行政との会議等

③ 利用者属性と労働投入時間との関係

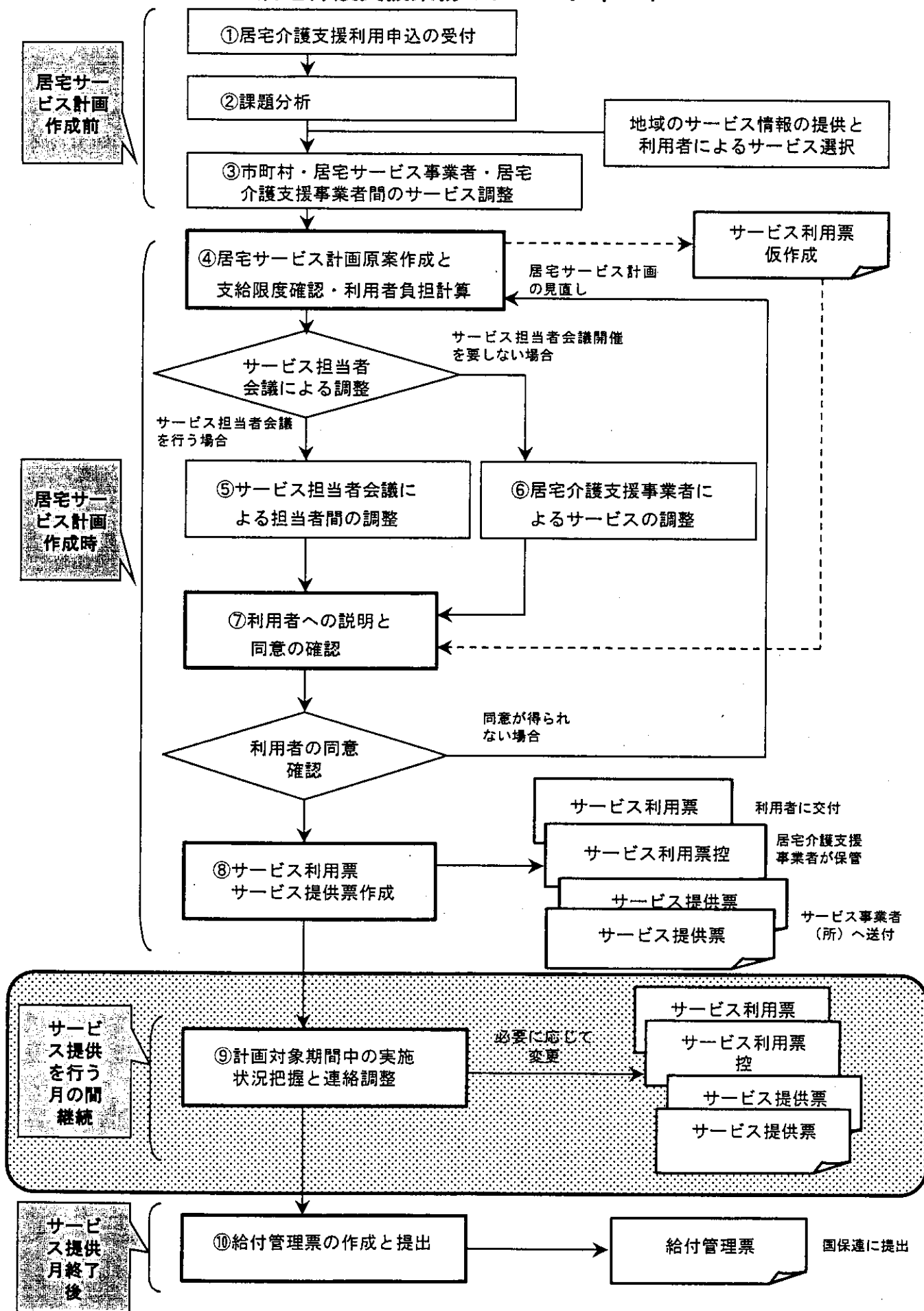
- 1) 要介護度
- ・ 要介護度別にみると、労働投入時間は要介護4、5で長く、要支援が最も短くなっており、統計学的関連があった。

- 2) 要介護度とは独立して、労働投入時間との統計学的関連がみられた利用者属性

当該項目により労働投入時間が増加	当該項目により労働投入時間が減少
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規利用者 ・ 経済状態が苦しい ・ 経済状態にゆとりがある ・ 当該利用者に係るケアプラン変更あり ・ 当該利用者に係るサービス担当者会議あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続利用者 ・ 経済状態は普通 ・ 当該利用者に係るケアプラン変更なし ・ 当該利用者に係るサービス担当者会議なし

- 3) 当該利用者の利用サービス種類数
- ・ 当該利用者のケアプランに組み込まれた利用サービス種類数が多いほど、労働投入時間が長くなるといふ統計学的関連があった。要介護度別の労働投入時間の差の要因は、このサービス種類数と考えられた。

居宅介護支援業務のフローチャート



居宅サービス計画書(1)

初回・紹介・継続

認定済・申請中

利用者名 殿 生年月日 年 月 日 住所

居宅サービス計画作成者氏名

居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地

居宅サービス計画作成(変更)日 年 月 日 初回居宅サービス計画作成日 年 月 日

認定日 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

要介護状態区分	要支援 ・ 要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5
利用者及び家族の介護に対する意向	----- ----- -----
介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	----- ----- -----
総合的な援助の方針	----- ----- ----- ----- -----
家事援助中心型の算定理由	1. 一人暮らし 2. 家族等が障害、疾病等 3. その他()

第3表

週間サービス計画表

利用者名 殿

利用者名	月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
深夜	4:00							
早朝	6:00							
午前	8:00							
	10:00							
	12:00							
午後	14:00							
	16:00							
夜間	18:00							
	20:00							
	22:00							
深夜	24:00							
	2:00							
	4:00							

週単位以外のサービス

